

瀬戸市消防本部告示第 2 号

瀬戸市消防長の保有する個人情報の開示等に関する規程（平成 6 年瀬戸市消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

瀬戸市消防長 矢野 研一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市消防長の保有する個人情報の開示等に関する事項については、 <u>瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成 6 年瀬戸市規則第 3 号）</u> の例による。	瀬戸市消防長の保有する個人情報の開示等に関する事項については、 <u>市長の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成 6 年瀬戸市規則第 4 号）</u> の例による。

附 則

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。